

広島県告示第七百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定によつて、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十四年八月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

三原市本郷町上北方字蕨谿八四九の五から八四九の一まで、八六一の四、八六一の五、八六一の一から八六一の一五まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅